

介護保険サービスのご利用には

要介護・要支援認定が必要です



介護保険のサービスを利用するためには、町に申請して「介護や支援が必要な状態である」と認定されることが必要です。サービスを利用するまでの手続きの流れは次のようになっています。

●手続きの流れ●

① 申請する

サービス利用を希望する人（家族）は、町役場（介護支援課）に「要介護認定」の申請をしていただきます。ケアマネジャーなどの代行申請もできます。

②要介護・要支援認定

●訪問調査

町の担当職員が訪問し、全国共通の調査票を用いて、本人と家族に聞き取り調査を行います。

調査項目に関する記載した事項

コンピュータによる 判定（一次判定）

●介護認定審査会（一次判定）

訪問調査の結果と医師の意見書をもとに、保健、医療、福祉の専門家が審査を行います。

●認定

介護を必要とする度合いが認定されます。

非該當

要支援 1 要支援 2

要介護 1 要介護 2 要介護 3 要介護 4 要介護 5

◆問い合わせ先

介護支援課 介護支援担当 地域包括支援センター

電話 6501 有線 7788

電 526001 **有線** ⑤ 1148

後期高齢者医療制度の被保険者の皆さんへ

6月頃から、滋賀県内で被保険者宅に、後期高齢者医療制度に関する
不審な電話が多数発生しています。
高齢者をねらった同様の事件は全国各地で発生しており、その主な手口は、^{*}社会保険事務所や市役所（町役場）、広域連合などの職員を装つた不審者が、「医療費の還付金が発生している」等と称し、金銭をだまし取るというものです。日野町や広域連合など、公的機関が次のように電話をかけることはありません。

◎金融機関の□座の残高桁数や暗証番号を尋ねる

◎金融機関のATMを操作するよう指示する

不審電話にご注意ください
公的機関の職員を装った

※：現存しない名称だが、使われることが多い

滋賀県後期高齢者医療広域連合
0771-522-3013

●相手の身分を必ず確認
これから、年末年始を控え、金銭の出し入れも頻繁になるかと思います。即座に対応せず、「おかしいな」と思つたら、警察か役場住民課保険年金担当または滋賀県後期高齢者医療広域連合へご連絡ください。

◎金融機関のATMを操作するよう指示する

域連合など、公的機関が次のようないちばん電話をかけることはありません。
◎金融機関の口座の残高^{けたまう}や暗証番号^{はんごう}を尋ねる